

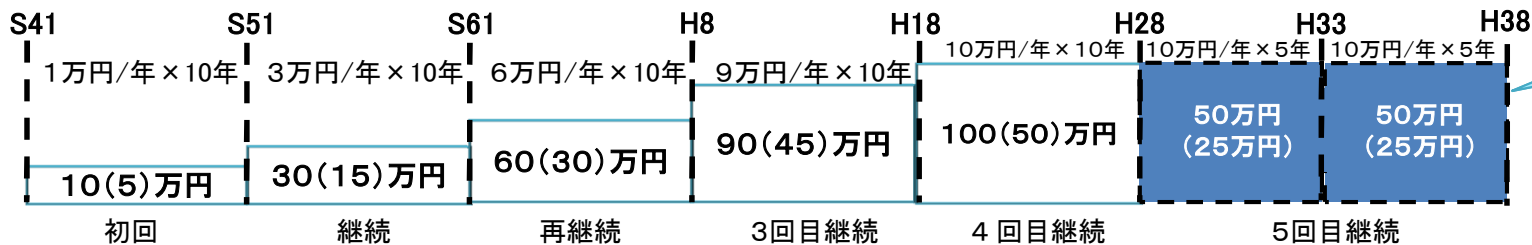
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の概要

制度の概要

- 昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦^{いしや}に対して、国として特別の慰藉を行うため、特別給付金を支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
 - ※ 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に対しては「戦没者等の妻に対する特別給付金」国債を、夫たる戦傷病者等が平病死している場合は、その妻に対し平病死特別給付金国債を支給。

《 これまでの改正経緯 》

昭和41年に制度が創設され、以後、最終償還を迎えるたび（昭和51年、昭和61年、平成8年、平成18年）に法改正を行い、継続支給。また、新たに要件を満たすこととなった者に対し支給するため、中間年（昭和54年、平成3年、平成13年、平成23年）においても、法改正。



※これまで中間年の改正により支給してきた対象者についても、平成33年の支給により、併せて対象とすることが可能。

(注)括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額。現在、新規支給は30(15)万円。

※戦没者等の妻に対する特別給付金(5回目継続(H25改正))は、20万円/年 × 10年。平病死特別給付金は、1万円/年 × 5年。

改正内容

- 平成28年に現在償還中の国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き慰藉^{いしや}を行うため、特別給付金の支給を継続。
- 受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。
- 施行日は、平成28年4月1日。(2回目の交付に係る施行日は平成33年4月1日)